

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画変更年度	令和 6 年度
計画主体	小鹿野町

第 6 次小鹿野町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 小鹿野町産業振興課
所 在 地 秩父郡小鹿野町小鹿野 89
電 話 番 号 0494-75-5061
F A X 番 号 0494-75-2819
メールアドレス sangyo@town.ogano.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、ツキノワグマ、カラス、カワウ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	埼玉県小鹿野町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	品 目	被害の現状		
		被 害 数 値		
		面積（a）	量（kg）	金額（千円）
ニホンザル	果樹	2	66	16
	野菜	6	480	448
	いも類	4	360	22
計		12	906	486
イノシシ	稲	4	196	37
	豆類	2	21	16
	野菜	23	1,840	1,329
	いも類	33	2,970	284
	その他	5	625	851
計		67	5,652	2,517
ニホンジカ	豆類	13	136	83
	果樹	13	429	174
	野菜	214	17,120	2,278
	その他	18	2,250	160
計		258	19,935	2,695
ハクビシン	稲	3	147	28
	麦類	2	58	19
	野菜	5	400	224
	いも類	6	540	96
計		24	2,195	607
タヌキ	果樹	8	264	60
	野菜	5	40	110
	いも類	3	270	54
計		16	574	224
アライグマ	豆類	2	19	13
	果樹	6	198	145
	いも類	2	180	37
計		10	397	195

ツキノワグマ	その他	3	45	23
カラス	野菜	1	80	57
カワウ	ます類	不明	不明	不明
合計		391	29,784	6,804

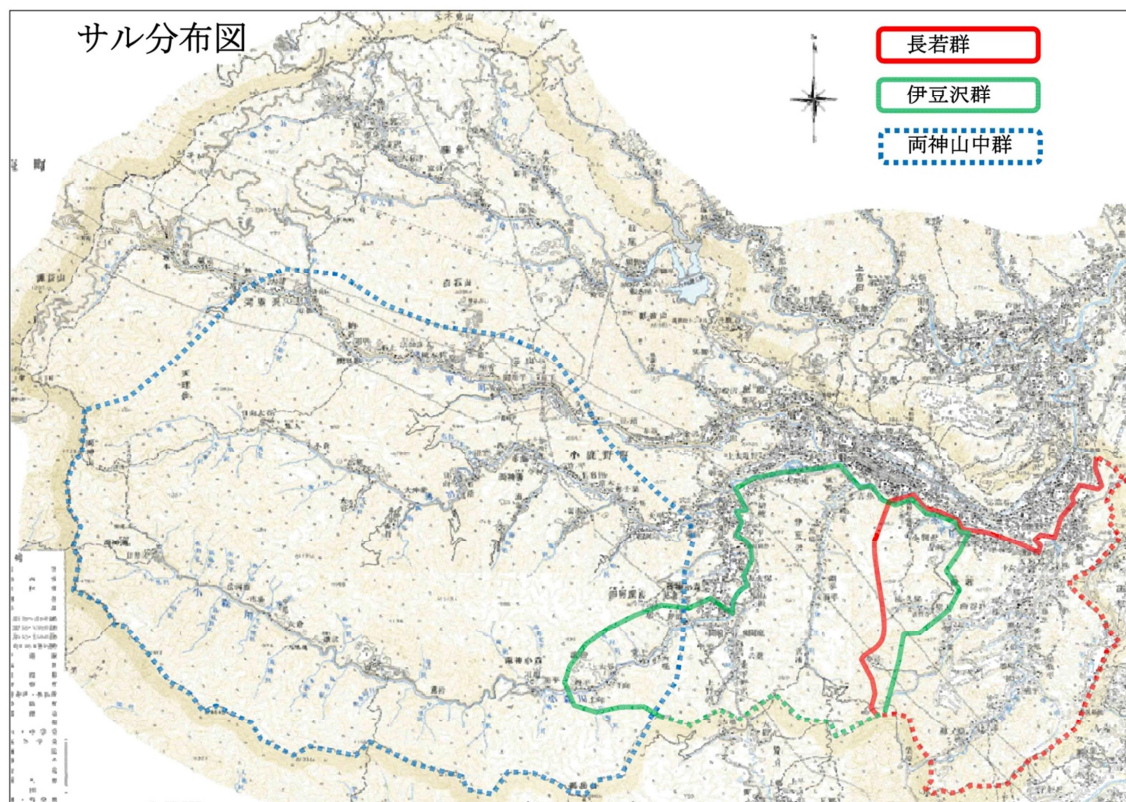
(2) 被害の傾向

本町は野生動物の生息する山林から一番距離のとれる市街地でも 600m ほどで、住宅地及び田畑が山林に隣接しているといった環境です。谷沿いの平坦地を農地として利用しているため、防護柵等で獣害から守るには限界があります。平成元年頃には鳥獣の被害はほとんど無く、生息の確認できませんでした。平成 20 年頃から急激に被害を受けるようになりました。特にニホンジカは、目撃数や捕獲数等から判断しても個体数が増加しています。

①ニホンザル

	長若群	伊豆沢群	両神山中群	ハナレザル
生息状況	長若全域、津谷木、小判沢、柴原、小野原、久那、別所、寺尾蒔田、田村、伊古田	伊豆沢、小判沢、津谷木、柿の久保、布沢、大胡桃、大平戸、大久保、野沢、大堤	8 月～9 月に出没 大堤～煤川、須川～日陰、半平～大指	単独や数頭で行動 通年 町全域
被害状況	長若は小高い丘が取囲んでいるような地形であり、これを周期的に移動し山中に停滞するのは少ない。頻繁に家屋の周囲に現れ収穫した農作物や農地の作物を食す。	川沿いの谷間である伊豆沢を拠点とし、時々家屋の周囲に現れ収穫した農作物や農地の作物を食す。冬季はゆず畑の周囲に居ることが多い。	伊豆沢に隣接する地域に出没している。家屋の周囲に現れ収穫した農作物や農地の作物を食す。正確な生息域は不明。	町内全域で時々家屋の周囲に現れ収穫した農作物や農地の作物を食す。
傾向	平成 22 年に大量捕獲を行った結果、一時は減少し	山中に滞在することが多く正確な頭数は	山中に滞在するため、正確な頭数は不	人の隙を突き突然現れて食物を奪う。人

	たがその後徐々に増加しているが、個体数は不明で被害は横ばい。	不明で被害は横ばい。	明。	馴れしており、女性や子供には威圧的。
--	--------------------------------	------------	----	--------------------



②イノシシ

生息状況	町全域 令和2年度に47頭、令和3年度に52頭捕獲した。豚熱の影響により個体数が減少したため、被害も減少している。
被害状況	町全域 頻繁に出没し農作物を食い荒らし、昼夜問わず市街地に出没する。
傾向	町全域での被害が続いている。稲作被害や畑作被害増加傾向にある。くくりワナでの捕獲がほとんどのため若い個体が多い。大きな個体は捕獲が難しくくくりワナの直径規制が障害になっている。

③ニホンジカ

生息状況	町全域 令和2年度に547頭、令和3年度に556頭捕獲したが被害は増加傾向。
被害状況	町全域 山間で盛んに栽培している花卉への被害が目立つ。大豆や麦の若木の被害がある。 山林の樹木の被害が相当あると思われるが、カモシカ被害と判断が困

	難であり実態は掌握しにくい。
傾向	町全域での被害が続き、頭数は急激に増加している。 夜道や市街地に近い農地で大群を目撃するほど個体数が増加している。 また、平成 26 年頃より車両と接触する事故が発生している。

④ハクビシン

生息 状況	町全域 令和 2 年度に 34 頭、令和 3 年度に 22 頭捕獲したが被害は横ばい。
被害 状況	町全域 建物に侵入し、収穫野菜や柿への被害が目立つ。
傾向	町全域での被害が続き、被害は横ばい。 市街地での出没や営巣が確認されている。

⑤タヌキ

生息 状況	町全域 令和 2 年度に 39 頭、令和 3 年度に 17 頭捕獲したが被害は横ばい。
被害 状況	町全域 ハクビシンとアライグマと被害の見分けがつかない。
傾向	町全域での被害が続き、被害は横ばい。 市街地での出没や営巣が確認されている。

⑥アライグマ

生息 状況	町全域 令和 2 年度 14 頭、令和 3 年度に 20 頭捕獲した。
被害 状況	町全域 ハクビシンとタヌキと被害の見分けがつかない。
傾向	町全域 目撃情報があり、年々市街地での捕獲数が増加している。

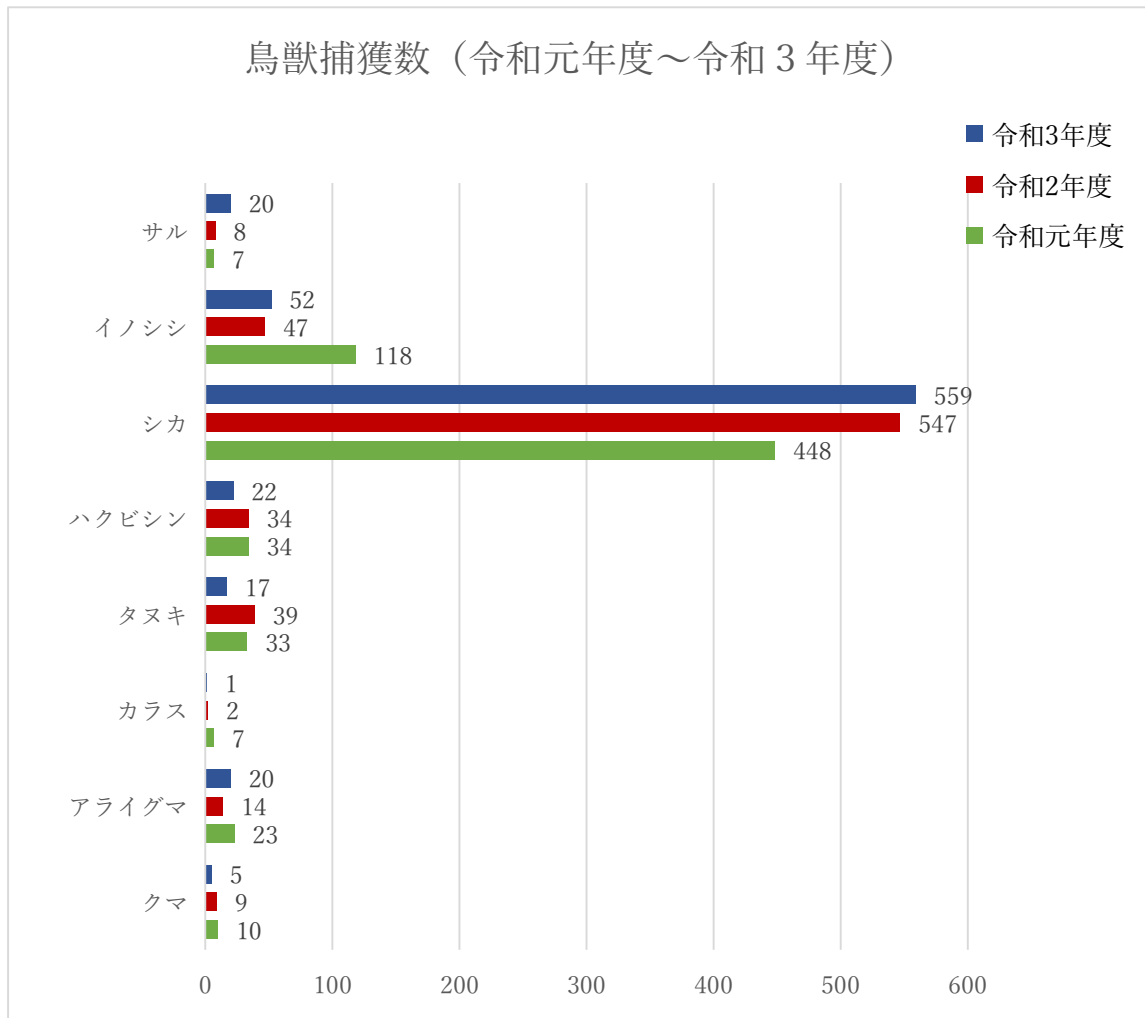
⑦ツキノワグマ

生息 状況	町全域 行動範囲が広いため生息数は不明
被害 状況	町全域 8 月～11 月に被害や目撃情報が多い。
傾向	町全域 養蜂箱、栗、柿に被害が集中している。狩猟の自粛規制により出没や被害が増加している。

⑧カラス

生息 状況	町全域 令和 2 年度に 2 羽、令和 3 年度に 1 羽捕獲したが、行動範囲が広いため生息数は不明。
被害	町全域

状況	酪農家が飼育する家畜や飼料への被害が目立つ。
傾向	町全域 被害量は横ばい。箱ワナが危険と認識したため捕獲が出来ない。



（３）被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	現状値（令和3～5年度平均）	目標値（令和7年度）
ニホンザル	0.12ha 48.6万円	0.19ha 46.9万円	0.18ha 44.6万円
イノシシ	0.67ha 251.7万円	1.12ha 200.9万円	1.06ha 190.9万円
ニホンジカ	2.58ha 269.5万円	2.25ha 397.9万円	2.14ha 378.0万円
ハクビシン	0.24ha 60.7万円	0.14ha 39.6万円	0.13ha 37.6万円
タヌキ	0.16ha 22.4万円	0.08ha 7.5万円	0.07ha 7.1万円
アライグマ	0.10ha 19.5万円	0.14ha 48.2万円	0.13ha 45.8万円
ツキノワグマ	0.03ha 2.3万円	0.01ha 1.0万円	0.00ha 0.9万円
カラス	0.01ha 5.7万円	0.02ha 11.3万円	0.01ha 10.7万円
カワウ	不明	不明	—

被害金額	680.4 万円	753.3 万円	715.6 万円
被害面積	3.91ha	3.95ha	3.72ha

※被害の軽減目標には令和 3～5 年度平均の現状値を採用した。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	【捕獲体制の整備】 ・実施主体は町 ・町は従事者を委託 ・従事者は猟友会各支部長の人選 ・各支部でその地域を担当 ① 小鹿野支部捕獲隊 ② 長若支部捕獲隊 ③ 三田川支部捕獲隊 ④ 倉尾支部捕獲隊 ⑤ 両神支部捕獲隊	・担当境界線地点の捕獲協力体制の整備が必要 ・資格維持に手間と費用がかかる。 ・ニホンジカの個体数の増加。 ・捕獲だけが防除方法との誤解がある。 ・従事者の高齢化や人手不足の傾向がある。 ・被害は国の政策の責任と思っている者がいる。(野生生物の無計画な保護が原因)
	【捕獲機材の導入】 ・箱ワナ小(ハクビシン、タヌキ、アライグマ) ・箱ワナ大(ニホンザル、イノシシ) ・くくりワナ(イノシシ、ニホンジカ)	・クマの保護(わな規制)が障害になっている ・サル、ニホンジカの増加に捕獲が追いつかない。 ・カモシカの錯誤捕獲が急増している。
	【捕獲鳥獣の処理方法】 ・捕獲者の自由処分 ① 肉として活用 ② 捕獲地へ埋設	・ジビエの活用を図っているが、需要と供給のバランスが悪い。 ・捕獲個体数が多いため、埋設処分に限界がある。
防護柵の設置等に関する取組	【進入防止柵の設置・管理】 ・防護柵の設置補助 ① 簡易電気柵 ② 防護ネット	・設置管理技術の向上を図る必要がある。 ・高齢者が多く、個人での設置が困難。 ・未設置箇所に被害が集中する。 ・防護柵設置後の景観に疑問を感じる。 ・町全域が被害地であるため大規模の防護柵は設置か未設置の

		選択になっている。 ・費用が対策の障害になっている。
	【追上げ・追払い活動】 ・サルの追払い ○地域協議会で実施 ○用具（パチンコ、エアガン、花火）を使用 ○受信機を活用	・農地への依存度が高く、山中の滞在が少ない。地形山奥への追払いは困難で他の農地への移動が多い。 ・個体数の増加が著しく事態は悪化。 ・多くの協力者が必要だが協力しない者も多い・ ・被害にあう前に追払うのは有効だが徹底が困難。
生 息 環 境 管 理 そ の 他 の 取 組	【発信器による行動調査】 ・ニホンザルに発信器を取付け行動調査を実施 【緩衝帯の設置】 ・設置意義の普及啓発の実施 【放任果樹の除去】 ・実施意義の普及啓発の実施	・行動調査の結果を被害防止に生かすことが難しい。 ・どの農地も山林が迫っている環境で設置は困難。 ・農地の周辺に自家用の果樹を植えて補完的な利用をしてきた歴史的な慣習があり、果樹の育成には何年も要するので除去に理解を得るのは困難で、さらに高齢化による収穫管理の徹底も困難。

（５）今後の取組方針

①人里に慣らさない、農地に依存させない集落環境の整備 ・耕作放棄地解消の政策とリンクした取組を検討する。 ・長若地域でモデル的に実施しているので、成功させ町全域へ波及させたい ・ニホンザルに発信器を取り付け行動調査を行う。 ・頻繁に出没する箇所にある放置果樹等の誘引物を除去する。 ・設置した防護柵の有効性を確認し、助言・指導を行う。 ②集落住民に対する野生生物の知識向上 ・パンフレットを配布、利用して知識向上を図る。 ・町広報を活用する。
--

③被害量の正確な把握のための調査方法の検討
・ 農業委員会を通じた調査方法を検討する。
④適切かつ効果的な捕獲
・ 出没個体を対象に必要最小限の捕獲を実施する。
・ 捕獲個体の埋設以外の適切な処分方法を検討する。
・ ジビエ商品の開発、販売を検討する。
・ 加害領域外への開放を検討する。
・ 加害領域への防護柵設置の推進及び付近での捕獲を推進する。
⑤特定鳥獣保護管理計画に基づく野生鳥獣と自然環境の適切な保護管理
・ ニホンザル、カモシカについても計画化を進める。
⑥外来生物法を踏まえたアライグマの捕獲
・ 初期対応が重要であると認識し、捕獲を強化する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

西秩父猟友会への委託を基本としつつ、町職員、農業共済職員、狩猟者、農業者等による鳥獣被害対策実施隊の設置を検討し、新たな被害対策の担い手を育成、狩猟者の確保に努める。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ニホンザル イノシシ ニホンジカ ハクビシン ツキノワグマ カワウ	・ わな等の整備 ・ 捕獲後、加害領域外への開放も検討
令和6年度	ニホンザル イノシシ ニホンジカ ハクビシン ツキノワグマ カワウ	・ わな等の整備 ・ 捕獲後、加害領域外への開放も検討
令和7年度	ニホンザル イノシシ ニホンジカ ハクビシン ツキノワグマ カワウ	・ わな等の整備 ・ 捕獲後、加害領域外への開放も検討

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
県鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画との整合性を図りながら、有害鳥獣捕獲を基本として必要最小限の捕獲を実施する。 アライグマについては、外来生物法に基づく防除実施計画を踏まえた捕

獲を実施する。増殖前の早い捕獲対応が重要なので捕獲の強化に努める。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和５年度	令和６年度	令和７年度
ニホンザル	30	30	30
イノシシ	120	120	120
ニホンジカ	600	600	600
ハクビシン	50	50	50
タヌキ	60	60	60
アライグマ	全 頭	全 頭	全 頭
ツキノワグマ	必要最小限	必要最小限	必要最小限
カラス	40	40	40
カワウ	30	30	30

捕獲等の取組内容
捕獲手段：銃、箱ワナ、くくりワナ、巣落とし 実施予定時期：通年 捕獲予定場所：町全域

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
必要性：イノシシやニホンジカ等の大型獣に危険があるため使用する。 捕獲手段：ワナで捕獲した時の止めさし 追い込み捕獲 実施予定時期：通年 捕獲予定場所：町全域

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
小鹿野町	委譲済み

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和５年度	令和６年度	令和７年度
ニホンザル	—	—	—
イノシシ	電気 ５ｋｍ ネット ３ｋｍ	電気 ５ｋｍ ネット ３ｋｍ	電気 ５ｋｍ ネット ３ｋｍ
ニホンジカ			

ハクビシン	電気 1km	電気 1km	電気 1km
アライグマ	—	—	—
ツキノワグマ	—	—	—

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンザル イノシシ ニホンジカ ハクビシン タヌキ アライグマ	・侵入防止柵の適切な設置、管理を指導 ・ニホンザルのテレメトリを活用した追払い	・侵入防止柵の適切な設置、管理を指導 ・ニホンザルのテレメトリを活用した追払い	・侵入防止柵の適切な設置、管理を指導 ・ニホンザルのテレメトリを活用した追払い

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ニホンザル ニホンジカ イノシシ ハクビシン タヌキ ツキノワグマ アライグマ カラス カワウ	追払隊の育成 放任果樹の除去 緩衝帯の設置 巢落とし
令和6年度	ニホンザル ニホンジカ イノシシ ハクビシン タヌキ ツキノワグマ アライグマ カラス カワウ	追払隊の育成 放任果樹の除去 緩衝帯の設置 巢落とし
令和7年度	ニホンザル ニホンジカ イノシシ ハクビシン タヌキ ツキノワグマ アライグマ カラス カワウ	追払隊の育成 放任果樹の除去 緩衝帯の設置 巢落とし

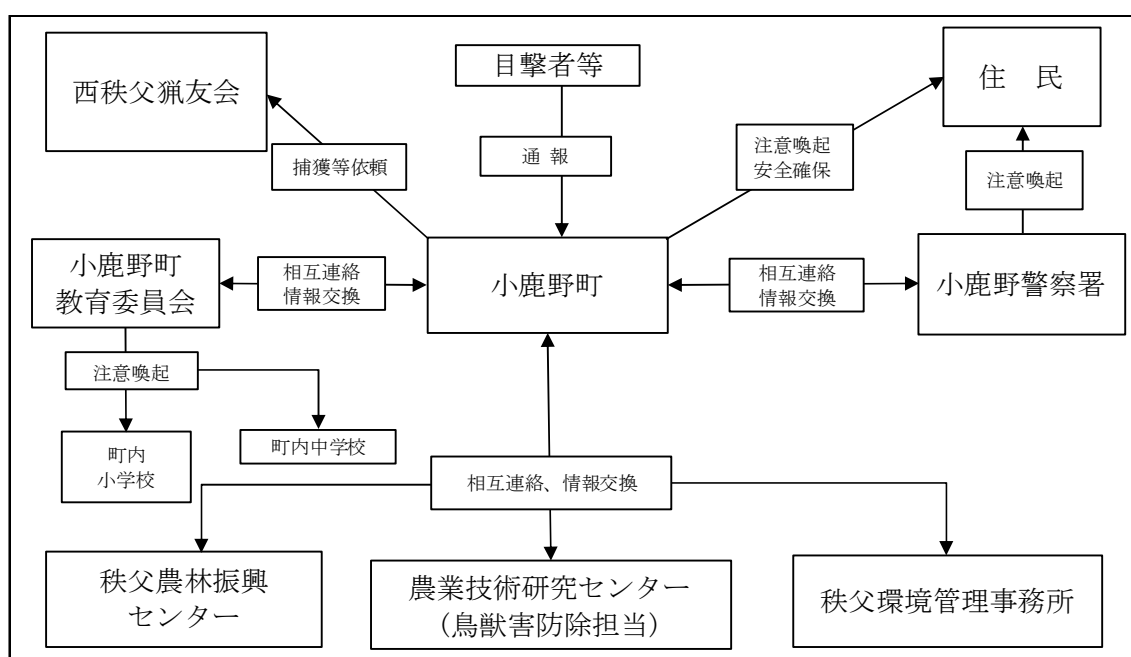
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
小鹿野町	防災行政無線等により、住民へ注意喚起 パトロール等により、住民の安全確保 関係機関と相互連絡 西秩父猟友会への捕獲等の依頼
小鹿野町教育委員会	小鹿野町と相互連絡、情報交換 各小中学校へ注意喚起

小鹿野警察署	住民へ注意喚起 関係機関と相互連絡、情報交換
西秩父猟友会	小鹿野町等から依頼を受け、捕獲等を実施 関係機関と相互連絡、情報交換
秩父農林振興センター 秩父環境管理事務所 農業技術研究センター (鳥獣害防除担当)	関係機関と相互連絡、情報交換

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

ジビエの活用を図っているが、捕獲する個体数が多いため食肉加工施設の受入に限界があることや、従事者が高齢のため捕獲した鳥獣の搬出が困難のため、埋設処分を行っている。

焼却施設は、町単独では設置が難しいため、広域で検討する必要がある。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	民間処理施設にて利活用を実施している。状況に応じて、取り組みを検討・推進していく。
ペットフード	
皮革	
その他	

（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	
-------------------------------	--

（２）処理加工施設の取組

捕獲した鳥獣の処理加工施設は、町単独では実施が難しいため、広域で検討する必要がある。
--

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

埼玉県や農林水産省等が実施する講習等の参加を町有害鳥獣駆除実施者へ促し、人材育成を行う。
--

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

協議会の名称	秩父地域鳥獣害対策協議会
構成機関の名称	役割
秩父市 横瀬町 皆野町 長瀬町 小鹿野町	事業の推進、住民への意識高揚
秩父市農業委員会 横瀬町農業委員会 皆野町農業委員会 長瀬町農業委員会 小鹿野町農業委員会	事業の推進、住民への意識高揚
ちちぶ農業協同組合	事業の推進、住民への意識高揚
秩父観光農林業協会	事業の推進
埼玉県農業共済組合	事業の推進
秩父広域森林組合	事業の推進
秩父地区猟政連絡協議会	事業の推進
秩父漁業協同組合	事業の推進
関東森林管理局埼玉森林管理事務所	事業の推進
埼玉県秩父地域振興センター	事業の推進
埼玉県秩父環境管理事務所	事業の推進、対策の助言・指導
埼玉県秩父保健所	ジビエの活用に関する助言・指導
埼玉県農業技術研究センター	事業の推進、対策の助演・指導

秩父市猟友会 武甲猟友会 北秩父猟友会 西秩父猟友会 奥秩父猟友会	事業の推進
東京大学秩父演習林	事業の推進
埼玉県秩父農林振興センター	事務局

協議会の名称	長若地域鳥獣害対策協議会
構成機関の名称	役割
長若地域自然休養村協議会	事業の推進、住民への意識高揚
長若地区自治会	事業の推進、住民への意識高揚
西秩父猟友会長若支部	事業の推進、対策への協力
小鹿野町議会（地元議員）	事業の推進、住民への意識高揚
小鹿野町農業委員会（地元委員）	事業の推進、住民への意識高揚
ちちぶ農業協同組合	事業の推進、住民への意識高揚
埼玉県秩父農林振興センター	事業の推進、対策の助言・指導
小鹿野町産業振興課	事務局

協議会の名称	小鹿野町鳥獣害対策協議会
構成機関の名称	役割
小鹿野町議会	事業の推進、住民への意識高揚
小鹿野町農業委員会	事業の推進、住民への意識高揚
ちちぶ農業協同組合	事業の推進
小鹿野町区長協議会	事業の推進、住民への意識高揚
両神農林産物直売所	事業の推進
西秩父猟友会	事業の推進、対策への協力
埼玉県秩父農林振興センター	事業の推進、対策の助言・指導
小鹿野町産業振興課	事務局

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

西秩父猟友会に駆除を依頼しているため、設置は未定。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ・ 地区ごとの追い払い体制、緩衝対等の整備
- ・ 住民の安全対策の推進

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

他市町及び関係機関と連携し被害防止対策の情報交換を行う。